

平成17年度予算が決まりました・・・基本方針は可能な限り収入の確保と支出の抑制

平成17年2月18日に開催された第133回組合会において、平成17年度の事業運営方針及び収入支出予算が承認され、決定しました。一般勘定の収入支出予算25億2,327万円（被保険者一人当たり494,759円）、介護勘定の収入支出予算2億2,895万円（保険料徴収被保険者一人当たり69,591円）となりました。尚、新保険料率は一般保険料率72.0/1000（現行73.2/1000）、介護保険料率は8.8/1000（現行8.0/1000）となりました。

事業運営方針

◎財政健全化に向け、一層の経費節減と費用対効果を踏まえた効果的な事業運営を心がける。

◎保健事業実施に当っては、「健康増進法」「健康日本21計画」保健事業等指針及び「健康診査等指針」の趣旨に基づき、健康増進推進事業者として事業主の協力も得て一次予防を主眼に被保険者等の健康保持・増進を図れる施策、医療費抑制に繋がる施策を優先的に取り上げる。

以上を基本的な考えとして、下記方針で施策を推進する。

1. コンプライアンスの徹底

- (1) 個人情報保護に係わる健保関連規程等の継続整備と遵守徹底
- (2) 被保険者等の情報保護、開示に関する必要な同意（黙示の同意等）の獲得
- (3) 組合会、理事会の適正かつ円滑な運営

2. 健全財政の確保

- (1) 被保険者への医療費通知書発行を通じた診療機関の不正請求防止と受診者のコスト意識向上
- (2) レセプト点検の強化による不適切な医療費支払い防止
- (3) 被扶養者認定基準の見直しと更なる徹底
- (4) 個人情報保護に留意しつつ医療費分析の促進と保健指導への活用による医療費抑制

3. 保健事業の重点化と効率的推進

- (1) 定期健康診断の一環として歯科検診、要指導者への重点指導（愛称：ALPHA21）の継続実施（4年目）と受診率向上による医療費抑制
- (2) 40歳以上被保険者のドック健診実施及び30歳以上希望者の婦人科検診（子宮癌、乳癌）の実施
- (3) 「生活習慣病の一次予防と気付き」をテーマとして、35歳被保険者を対象とする健康づくりセミナー（愛称：LIS21）の実施（5年目）
- (4) 35歳以上の配偶者及び任継者に対する家族健診の実施
- (5) 健康保持・増進のための保健指導と体育奨励行事への助成

予算編成方針

平成17年度は昨年度に引き続き、料率改定が全体を左右するため、料率検討に際しては、継続的に収支のバランスを図るため今後3年間の収入及び保険給付費等の支出動向を想定し、別途積立金取り崩しも織り込んで試算、反映させる。

1. 一般勘定

- (1) 老人保健・退職者給付両拠出金合計で平成16年度比約3億円の減少に伴い、予算規模を縮小し、保険料率に反映させる。
- (2) 平成17年度は別途積立金取り崩しを行わない。
- (3) 一般保険料率については、今後3年間の中期財政見通しを踏まえ、1000分の72.0（事業主：被保険者＝45.360：26.640）とする。
- (4) 料率アップ幅は介護保険料負担増加を勘案し、徴収対象の40歳以上の被保険者が両保険トータルで、実質負担増がない水準とする。
- (5) 保険給付費は、被保険者の過去の実績等を踏まえ実情に応じた算定方法により算出する。
- (6) 保健事業費は、健康増進法、健康日本21計画、保健事業等指針、健康診査等指針の各趣旨に則り、生活習慣病一次予防のため引き続き健診、健康づくり両事業に重点を置き、予算化する。
- (7) 予備費として16年度水準を確保する。

2. 介護勘定

- (1) 介護保険準備金を昨年に引き続き取り崩し、料率アップを抑制する。
- (2) 取り崩し額は平成17年度末介護保険準備金残高が支出約3ヶ月分相当以上の水準になる目途とする。
- (3) 料率アップ額はできるだけ1.0%以内に抑える。（16年度のアップ幅0.9%）

平成17年度収入支出予算（一般勘定）

＜予算額算出時の基礎数値；平成17年3月～平成18年2月平均＞

平均標準報酬月額 423,000円 全被保険者一人当たりの標準賞与額 1,579千円
 被保険者数 5,100人 総標準賞与額（年間合計） 8,050,915千円
 平均年齢 44.00歳 被扶養者数 6,365人 扶養率 1.26人
 老人保健該当者数 267人 老人加入率 2.232% 保険料率 72.0/1000

＜収入の部＞		＜支出の部＞	
科 目	予算額(千円)	科 目	予算額(千円)
健康保険料	2,395,424	事務費	74,660
国庫負担金	1,198	保険給付費	1,250,884
徴収金	1	拠出金	863,949
雑収入	46,047	保健事業費	222,224
		還付金	1
		連合会費	1,500
		雑支出	500
小計（経常収入） 2,442,671		小計（経常支出） 2,413,718	
調整保険料収入	40,601	財政調整事業拠出金	40,601
財政調整事業交付金	40,000	予備費	68,954
不用財産等売却代	2		
収入合計 2,523,273		支出合計 2,523,273	

平成17年度収入支出予算（介護勘定）

＜予算額算出時の基礎数値；平成17年3月～平成18年2月平均＞

平均標準報酬月額 478,000円（対象者＝40歳以上65歳未満の被保険者）
 保険料徴収者一人当たりの標準賞与額 1,760千円 総標準賞与額（年間合計） 5,788,939千円
 第2号被保険者数（介護保険対象者） 5,063人 保険料率 8.8/1000
 （うち保険料徴収者） 3,290人

＜収入の部＞		＜支出の部＞	
科 目	予算額(千円)	科 目	予算額(千円)
介護保険料	215,972	介護納付金	228,855
繰入金	12,979	介護保険料還付金	100
雑収入	4		
収入合計 228,955		支出合計 228,955	

平成 17 年度保健事業計画

◆保健指導宣伝事業

健康カレンダー、医療費のお知らせ等の配布、旬刊健康管理情報紙「健康のひろば」の掲示等、健康に関する理解促進のための啓蒙活動を行います。また、健康管理推進委員会や全国健保窓口担当者・看護職打合会の開催により、各事業所と協力して保健指導の立案推進を行います。特に、「健康増進法」及び「健康日本 21」に関する情報提供を実施します。

保険給付への理解促進と医療費適正化への啓蒙活動を行います。各事業所では、衛生講話、体力測定、健康づくり指導や、健康 P R 紙の配布等により保健衛生普及活動を行います。

◆疾病予防事業

○ドック健診、家族健診

被保険者や家族皆様の健康管理のために、健康管理室との連携により、40 歳以上の被保険者を対象にドック健診、30 歳以上の希望者に対する婦人科健診及び 35 歳以上 70 歳未満の家族健診（配偶者と任意継続被保険者を対象）を実施します。

○歯科検診

平成 17 年度もライオン歯科予防プログラム（愛称 ALOHA21 : All Lion Oral Health Activity21）で被保険者を対象に実施します。歯科検診を定期健康診断の一項目に位置付け、口腔内診査、必要に応じて予防処置対象者に歯石除去等を実施するとともに、歯周病予防に繋がる自己管理能力の向上を目指して情報提供します。

○老人健康相談活動

老人保健対象者への情報提供として、健康情報誌「お元気ですか」を配布します。

○健康づくりセミナー

35 歳到達被保険者を対象に「生活習慣病一次予防への気づき」を徹底するライオン健康づくりセミナー（愛称 LIS21 : Lion Life Innovation Seminar21）を 1 泊 2 日で実施します。参加者は 120 人予定。平成 17 年度は 5 年目の実施となります。フォロー施策として事業体保健師による面談を実施し、受講後の状況把握と継続指導を行ないます。本セミナーにより「健康と人生の生き方の意識改革」を促し、今後の生活習慣病発症（糖尿病、喫煙防止等）及びメンタルヘルズ等を少しでも減少させたいと考えています。

◆体育奨励事業

各事業所の文体サークル、労働組合及び事業所等の協力を得て、運動会、ハイキング、スキー、ソフトボール、卓球、テニス、ボーリング、縄飛び大会、ウォークラリー、ヨガ体操等の多彩なイベントによって、家族ぐるみでの体育行事を助成し、健康づくりを推進します。

◆保養所事業

湯河原保養所は、平成 12 年度に部屋や廊下、トイレなどを改装、平成 15 年度には、お風呂の改修工事（“ほのぼの湯”が、ジャグジー式になりました）を実施し、施設の維持、改修を行ってきました。

また、平成 15 年 4 月より、1 泊 2 食付き 4 千円の利用範囲を拡大しましたので、皆様のご利用を心よりお待ちしております。

【組合規約等変更のお知らせ】

1. ライオン健康保険組合規約変更認可書(関厚発第 0228040 号)認可にもとづき、一般保険料率を変更する。

変更後の保険料率			事業主負担	被保険者負担
健康保険料	負担料率	一般保険料	44.604/1000	26.196/1000
72.000/1000		調整保険料	0.756/1000	0.444/1000
		計	45.360/1000	26.640/1000
	負担割合		63.000%	37.000%
介護保険料	負担料率		4.400/1000	4.400/1000
8.800/1000	負担割合		50.000%	50.000%

変更前の保険料率			事業主負担	被保険者負担
健康保険料	負担料率	一般保険料	45.360/1000	26.640/1000
73.200/1000		調整保険料	0.760/1000	0.440/1000
		計	46.120/1000	27.080/1000
	負担割合		63.000%	37.000%
介護保険料	負担料率		4.000/1000	4.000/1000
8.000/1000	負担割合		50.000%	50.000%

※ 調整保険料は、「財政調整事業」に充てられます。これは健康保険組合間の共同事業で、高額医療が発生した組合や財政難の組合へ交付される費用になります。

2. 網走化学飼料(株)の事業所廃止に伴う組合規約一部変更

- (設立事業所の名称及び所在地) 第4条中、(互選議員の選挙区及び議員数) 第9条中「網走化学飼料株式会社 北海道網走市」を削除する。

3. 一方社油脂工業株式会社の事業所編入に伴う組合規約一部変更

- (設立事業所の名称及び所在地) 第4条中、(互選議員の選挙区及び議員数) 第9条中「一方社油脂工業株式会社 兵庫県小野市」を加える。

4. 組合会議員数・理事会理事数の削減及び選挙区の統合に伴う組合規約一部変更

- (議員の定数) 第5条中 議員の定数を30人から18人に変更する。
- (理事数の定数) 第25条中 理事の定数を14人から8人にする。
- (互選議員の選挙区及び議員数) 第9条2項中 第2区と第3区を削除する。
- (互選議員の選挙区及び議員数) 第9条2項中 議員数を11人から9人に変更する。

5. ライオン株式会社適用事業所の一括適用承認に伴う組合規約一部変更

- (設立事業所の名称及び所在地) 第4条中
ライオン株式会社の適用事業所(本社、1本店、4支社、5工場の計11事業所)を、ライオン株式会社(東京都墨田区)の1事業所に統合(平成17年4月1日一括適用承認)

ライオン健康保険組合からのお願い

●「被扶養者(家族)の確認」についてのお願い

春は、卒業、就職のシーズンです。卒業、就職、出産結婚、死亡等で被扶養者の増減があった場合、「被扶養者異動届」を健保組合へ提出していただいておりますが、厚生労働省の通達（平成16年10月29日）により被扶養者の確認を毎年行うよう指示がありました。被扶養者の現況を確認させていただくために、平成17年7月～8月に被扶養者(家族)の確認を予定しております。

収入がある場合や年齢などに応じて必要な関係書類の添付が必要となりますので、お手数をおかけ致しますが、ご協力下さいますようお願い致します。

- ①就職が決まり会社に勤めるようになった。
- ②パート・年金等の年間収入が、60歳未満の方は130万円以上（障害年金受給の方は180万円以上）60歳以上の方は180万円以上あるいは見込まれる。
- ③別居の被扶養者の収入額が少ない（ライオン健保の場合は、年間一人に対し60万円以上の仕送りが必要）
- ④結婚により配偶者（②の基準を超えていない）ができた。
- ⑤お子様が生まれた。

●被保険者証の扱いは大切にしましょう。

被保険者は皆さんが健康保険に加入していることを示す身分証明書です。医療機関では、被保険者証によって皆さんが健康保険の加入者であることを確認しており、医療のサポートの役割を果たしています。

逆をいえば、万が一紛失した場合、他人が身分証明書として悪用し、借金をするなどのトラブルが起きる恐れもあります。被保険者証は、クレジットカードのように使用を差し止めることができませんので、取り扱いには十分ご注意ください。万一、被保険者証をなくしたら、すみやかに、最寄の警察（交番）や健保組合に連絡して下さい。健保組合では「被保険者証再交付申請書」の提出を受けて再発行します。再発行までには、約2週間かかります。

湯河原保養所のご案内

昨年から、ライオン健保直営湯河原保養所は、ライオン健保OBの方にも、ご利用頂けるようになりました。ライオン健保OB及び被保険者であるご本人が同行し、宿泊される場合は、扶養家族・同居家族で有るか否かを問わず、実義養父母、実義養子、祖父母、お孫さんは、湯河原保養所を1泊2食付き4千円で、ご利用いただけます。

皆様のご利用をお待ちしております。

【リーフレット配布のお知らせ】

平成17年4月1日から個人情報保護法が全面施行されるにあたり、被保険者のみなさんに「みなさんの個人情報は保護されています！」のリーフレットを配布致します。

【事務局メンバー】

平成17年3月現在の健保組合の事務局は下記の4名です。どうぞ宜しくお願い致します。

田中	正一	：事務長
佐原	廣司	：書記
城	高史	：書記
野崎	良子	：書記

ライオン健康保険組合 ☎ 03-3621-6171

【ライオン健康保険組合における個人情報保護への取り組みについて】

個人情報保護法について

平成 17 年 3 月 25 日

被保険者 各位

〒130-0004
東京都墨田区本所1-3-7
ライオン健康保険組合
常務理事（個人情報取扱責任者）
電話 03-3621-6171
FAX 03-3621-6149

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）は、平成15年5月30日に公布され、一部について同日施行されましたが、「個人情報取扱事業者」の義務や罰則などについては、平成17年4月1日から施行されます。

この法律でいう「個人情報取扱事業者」は、5千人分以上の個人情報を保有している民間企業等の全てが該当します。健保組合の場合は、レセプト（患者の個人情報が記載された医療費の明細請求書）など重要度の高い医療情報を取り扱っていることから、厚生労働省のガイドラインによって、保有する個人情報の人数に関係なく、「個人情報取扱事業者」と全く同様の義務が課せられることとなります。

この法律の大きな特徴は、「個人情報が漏洩しないように守る。」「自己情報コントロール権を本人が有する。」——の2点であります。前者の考えは、これまでの**守秘義務**であり、当然としても、後者の“自己情報コントロール権”については、欧米先進国では浸透していることですが、日本では馴染みの少ない考えであるかと思えます。この法律が施行されることによって、今後は、個人情報の記載されている加入者本人がコントロール権を有することとなります。加入者が自己情報をコントロールできるようにするためには、加入者に対し透明化をはかることが必要となり、そのために個人情報の利用目的等について公表するなどの取扱いが、健保組合にも義務づけられることとなりました。

また、同様の趣旨から、健保組合が保有する加入者の個人データについては、第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。第三者とは、本人（法人）以外の者であり、夫婦、親子、兄弟であっても本人以外は第三者となります。健保組合にとっては、**事業主（母体企業）も第三者**になります。

ただし、第三者への個人データの提供について、法律ではいくつかの同意不要事項や第三者提供に該当しない事項についても触れています。同意不要事項としては、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合、③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合、④国等に協力する場合——の4点であります。また、第三者提供に該当しない事項としては、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用——の3点があります。

健保組合の業務は、**健康保険法の趣旨**にのっとり行うものであり、殆どの基本的業

務処理は、健康保険法令に基づいており、加入者の同意を要しません。また、健保組合の多くの業務処理はコンピューターによって行っているため、外部業者に業務処理を委託しております。さらに、共同利用による事業もあり、結果として、加入者の同意なく行う個人データの提供が数多くなっています。

この法律の施行後は、健保組合として、前述の除外事項等を除く、個人データの第三者提供に当たる事項については、加入者の同意を得るとともに、個人情報の利用目的について公表しなければなりません。それと同時に、加入者の個人データについて、この法律では、開示、訂正、追加または削除、利用停止または消去する権利が加入者本人にあることとなります。

しかし、健保組合が保有する加入者の個人データは、健康保険法に基づく届出等により保有するものが大半であり、健康保険法では任意継続被保険者を除き、事業所ごとの強制加入となっており、原則として加入者の申し出で削除や消去はできません。訂正、追加につきましては、これまで同様に「～変更（訂正）届」を提出していただくこととなります。残る権利として、個人データの利用停止がありますが、仮に、個人情報の利用停止を申し出られても、多くの場合、結果として給付が受けられなくなったり、健診が受けられなくなったり、他の保健事業についても加入者の受益が損なわれる恐れがあります。

実際問題としては、健保組合が行う業務については、開示、訂正、一部の利用停止についての権利を加入者が有することとなります。

なお、個人情報保護に関するご質問や問い合わせにつきましては、当健保組合の相談窓口までご連絡下さい。

以上

1. ライオン健康保険組合の個人情報保護に関する基本方針

(プライバシーポリシー)

ライオン健康保険組合は、加入者個人に関する情報を適切に保護する観点から、以下の取り組みを推進します。

1. 当健康保険組合は、取得した加入者の個人情報について、適切な安全措置を講じることにより、加入者の個人情報の漏えい、紛失、き損又は加入者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。
2. 当健康保険組合は、加入者からご提供いただいた個人情報を、加入者の健康の保持・増進など加入者にとって有益と思われる目的のためだけに使用いたします。
3. 当健康保険組合は、あらかじめ加入者の事前の同意を得た場合を除き、加入者の個人情報を第三者に提供いたしません。ただし、次の各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。
 - ①法令の定めに基づく場合
 - ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
 - ③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
 - ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
4. 当健康保険組合は、職員に対し個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施するほか、管理責任者を置き、個人情報の適切な管理に努めます。
5. 当健康保険組合の業務を委託する場合には、より個人情報の保護に配慮します。業務委託契約を締結する際には、業務委託の相手としての適格性を十分審査するとともに、契約書の内容についてもより個人情報の保護に配慮したものとします。
6. 加入者が、加入者の個人情報の照会、修正等を希望される場合、当健康保険組合担当窓口までご連絡いただければ、合理的な範囲ですみやかに対応させていただきます。

〔 窓 口 〕 ライオン健康保険組合 TEL 03-3621-6171
(受付時間) 8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)
7. 当健康保険組合は、加入者の個人情報の取扱いに関係する法令その他の規範を遵守するとともに、本個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)の内容を継続的に見直し、改善に努めます。

平成 17 年 3 月 25 日

ライオン健康保険組合 理事長

個人情報保護管理規程

(目的)

第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)及び「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成14年12月25日保保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知)に基づき、個人情報保護の重要性に鑑み、ライオン健康保険組合(以下「組合」という。)における被保険者及びその被扶養者(以下「被保険者等」という。)等、組合が保有する個人情報について適正な取扱いを図るとともに、個人情報の漏えい・紛失・改ざん・誤記録等(以下「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。

(管理組織)

第2条 組合に個人情報取扱責任者を置き、常務理事をもってこれに充てる。
2 前項に定めるもののほか、管理組織について必要な事項は、理事会において別に定める。

(個人情報取扱責任者の責務)

第3条 個人情報取扱責任者は、個人情報保護の徹底が図られるよう、健保組合の役職員に対する教育訓練、各種安全対策の実施、個人情報に関する開示請求や苦情処理、外部委託業者の監督等を適切に行い、理事長など役員とともに、その責任を負うものとする。また、個人情報保護に関して必要な事項の全般を管理する。

(守秘義務)

第4条 役職員及び組合会議員は、被保険者等の個人情報の漏えい等をしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。

(個人情報の管理)

第5条 被保険者等の個人情報が記載された文書等の保管場所については常時施錠し、その鍵の管理は、個人情報取扱責任者が行う。
2 前項に定めるもののほか、被保険者等の個人情報への不当なアクセス並びに故意又は過失による虚偽入力、書換え及び消去を防止するため必要な事項に関しては、理事会において別に定める。

(教育訓練)

第6条 個人情報取扱責任者は、役職員の採用に当たり、個人情報保護の重要性等について理解し遵守の徹底が図られるよう必要な研修を行うほか、随時、役職員及び組合会議員に対し、個人情報保護に関して必要な研修を行う。

(個人情報の廃棄及び消去)

第7条 被保険者等の個人情報が記載された文書等の廃棄を行う場合は、個人情報取扱責任者の指示に従い、個人情報を読取不可能な状態にしなければならない。
2 電子計算機及び光学式情報処理装置の廃棄又は転売・譲渡等(リースの場合は返却)を行う場合は、個人情報取扱責任者の指示に従い、ハードディスク内のデータを復元不可能な状態にしなければならない。
3 前二項に定めるもののほか、個人情報の廃棄及び消去のため必要な事項に関しては、理事会において別に定める。

(外部委託)

第8条 この組合の被保険者等の個人情報に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。
① 「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成14年12

月25日保保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知)を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様である。

- ② 被保険者等の個人情報を、組合の事業目的以外に利用しないこと。
- ③ 被保険者等の個人情報の漏えい等が生じた場合には、契約を解除する。
- ④ 被保険者等の個人情報の漏えい等により損害が生じた場合には、損害賠償を行う。
- ⑤ 組合の個人情報取扱責任者は、随時、委託契約に関する帳簿書類を閲覧し、説明を求め及び報告を徴することができる。
- ⑥ 個人情報取扱責任者から問題が指摘された場合には、速やかに必要な措置を行う。
- ⑦ 組合との直接の契約関係を伴わない再委託を行わない。

(監査)

第9条 監事は、個人情報保護の徹底に関して、監査を毎年1回実施する。

- 2 前項の監査により、監事から問題点の指摘等があった場合には、個人情報取扱責任者は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第10条 組合の役職員及び組合会議員は、被保険者等の個人情報の漏えい等により、被保険者等又は組合に損害を及ぼしたときは、賠償の責を負う。

(懲戒)

第11条 職員が、本規程並びに関連規程に違反した場合は、職員就業規則に基づき、理事長が懲戒する。

- 2 役員及び組合会議員が、本規程又は関連規程に違反した場合は、母体企業の就業規則に準じ、理事会の決議により懲戒する。

(補則)

第12条 この規程に定めるものの他、開示等に係る手続等及び苦情処理に関し必要な事項等は、理事会において定める。

附 則

この規程は、平成16年8月1日より施行する。

この規程は、平成17年2月23日(届け日)より一部改正し施行する。

同意を要する事項について

平成 17 年 3 月 25 日

被保険者 各位

〒130-0004
東京都墨田区本所1-3-7
ライオン健康保険組合
常務理事（個人情報取扱責任者）
電話 03-3621-6171
FAX 03-3621-6149

当組合においては、以下の事項について、従来どおりの取扱いにさせていただくこととしましたが、これらの事項はいずれも第三者提供に該当するため、本人の同意が必要となります。

なお、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意（黙示の同意）でよいこととなっています。

従って、当組合では、以下の事項について、包括的な同意（黙示の同意）とさせていただきますので、同意されない方につきましては、当組合の個人情報相談窓口までご連絡下さい。

1. 高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
2. 付加給付（医療費等負担額の上乗せ給付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で行うこと。
3. 法定給付（出産育児一時金など現金による給付）を事業主経由で支給すること。
4. 医療費通知（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）を世帯単位でまとめて行うこと。

※ なお、4の医療費通知につきましては、加入者本人だけでなく、家族の方の同意も要する事項となりますので、家族の方で同意されない方につきましても、当組合の個人情報相談窓口までご連絡下さい。

以 上

平成 17 年 3 月 25 日

被保険者 各位

〒130-0004
東京都墨田区本所1-3-7
ライオン健康保険組合
常務理事（個人情報取扱責任者）
電話 03-3621-6171
FAX 03-3621-6149

個人情報の利用目的について

当健康保険組合は、個人情報保護法の規定に従い、その保有する個人情報に関し、その利用目的を下記のとおり定めましたのでお知らせいたします。

個人情報保護法第 15 条第 1 項において、個人情報の利用目的の特定が義務づけられており、同法第 16 条第 1 項において、予め本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとされています。

なお、同法第 16 条第 3 項において、「①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に該当する場合には、個人情報の取扱いに関する制限の適用外とされています。

記

1. 利用目的

別紙「個人情報の利用目的」のとおり

以 上

－ 個人情報 の 利用 目的 －

1.被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的

- ①〔**健保組合等の内部での利用に係る事例**〕
 - ・ 保険給付及び付加給付の実施
- ②〔**他の事業者等への情報提供を伴う事例**〕
 - ・ 高額療養費及び一部負担還元金等の自動払い
 - ・ 海外療養費に係る翻訳のための外部委託
 - ・ 第三者行為に係る損保会社等への求償
 - ・ 健康保険組合連合会の高額医療給付の共同事業

2.保険料の徴収等に必要な利用目的

- ①〔**健保組合等の内部での利用に係る事例**〕
 - ・ 被保険者資格の確認並びに標準報酬月額及び標準賞与額の把握
 - ・ 健康保険料の徴収
 - ・ 被扶養者の認定
 - ・ 健康保険被保険者証の発行
- ②〔**他の事業者等への情報提供を伴う例**〕
 - ・ 被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託

3.保健事業に必要な利用目的

- ①〔**健保組合等の内部での利用に係る事例**〕
 - ・ 健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談
 - ・ 健康増進施設（保養所等）の運営
- ②〔**他の事業者等への情報提供を伴う事例**〕
 - ・ 保健指導、健康相談に係る産業医への委託
 - ・ 医療機関への健診の委託（家族健診を含む）
 - ・ 健康増進施設(保養所等)の運営の委託・共同事業
 - ・ 健診結果の事業者への提供
 - ・ 被保険者等への医療費通知
 - ・ 健康保険組合連合会主催の共同事業及び健康づくりのための各種事業
 - ・ 保健事業の事業実施（在宅療養支援事業、高齢者訪問指導事業）に係る委託
 - ・ 健康管理カレンダー・健康指導雑誌等の配布の外部委託

4.診療報酬の審査・支払に必要な利用目的

- ①〔**健保組合等の内部での利用に係る事例**〕
 - ・ 診療報酬明細書(レセプト)等の内容点検・審査
- ②〔**他の事業者等への情報提供を伴う事例**〕
 - ・ レセプトデータの内容点検・審査の委託
 - ・ レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託

5.健保組合の運営の安定化に必要な利用目的

- ①〔**健保組合等の内部での利用に係る事例**〕
 - ・ 医療費分析・疾病分析
- ②〔**他の事業者等への情報提供を伴う事例**〕
 - ・ 医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託

6.その他

- ①〔**健保組合等の内部での利用に係る事例**〕
 - ・ 健保組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・ 健保組合の管理運営業務に係る記録資料
 - ・ 適正な経理事務の執行
- ②〔**他の事業者等への情報提供を伴う事例**〕
 - ・ 業務の適正処理のための照会又は回答（保険者間の情報交換）
 - ・ 第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等

以上

黙示の同意 個人情報第三者提供について

(1) 高額療養費を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給する場合

平成17年3月25日

被保険者 各位

〒130-0004
東京都墨田区本所1-3-7
ライオン健康保険組合
常務理事(個人情報取扱責任者)
電話 03-3621-6171
FAX 03-3621-6149

個人情報第三者への提供について

当健康保険組合は、その保有する個人情報(個人データ)について、次の事項を明示したうえで、第三者への提供を行うこととしますのでお知らせいたします。

健康保険組合は、原則として、あらかじめ本人の同意がなければ、保有する個人情報(個人データ)を第三者に提供できませんが、個人情報保護法第23条第2項において、「①第三者への提供を利用目的とすること、②第三者に提供される個人データの項目、③第三者への提供の手段又は方法及び④本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること、について本人が容易に知り得る状態に置いているとき」は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報(個人データ)を第三者へ提供することができることとされていることから、このお知らせを行うものです。

1. 目的

「個人情報の利用目的」に定める高額療養費及び一部負担還元金等を本人の申請に基づかずに第三者経由で支給するため。

なお、ここでいう「第三者」とは、事業主を指すものです。

2. 第三者へ提供する個人情報(個人データ)の項目

第三者に提供される個人情報の項目

高額療養費又は一部負担還元金等を受ける方の氏名、支給日、診療年月、対象者、給付種別、支給金額

3. 第三者への提供の停止手続

停止を希望される場合される場合には、下記にご連絡ください。

担当 ライオン健康保険組合

電話 03-3621-6171 (FAX 03-3621-6149)

黙示の同意 個人情報第三者提供について

(2) 付加給付を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給する場合

平成17年3月25日

被保険者 各位

〒130-0004
東京都墨田区本所1-3-7
ライオン健康保険組合
常務理事(個人情報取扱責任者)
電話 03-3621-6171
FAX 03-3621-6149

個人情報の第三者への提供について

当健康保険組合は、その保有する個人情報(個人データ)について、次の事項を明示したうえで、第三者への提供を行うこととしますのでお知らせいたします。

健康保険組合は、原則として、あらかじめ本人の同意がなければ、保有する個人情報(個人データ)を第三者に提供できませんが、個人情報保護法第23条第2項において、「①第三者への提供を利用目的とすること、②第三者に提供される個人データの項目、③第三者への提供の手段又は方法及び④本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること、について本人が容易に知り得る状態に置いているとき」は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報(個人データ)を第三者へ提供することができることとされていることから、このお知らせを行うものです。

2. 目的

「個人情報の利用目的」に定める付加給付を本人の申請に基づかずに第三者経由で行うため。

なお、ここでいう「第三者」とは、事業主を指すものです。

2. 第三者へ提供する個人情報(個人データ)の項目

第三者に提供される個人情報の項目

付加給付を受ける方の氏名、支給日、診療年月、対象者、給付種別、支給金額

3. 第三者への提供の停止手続

停止を希望される場合される場合には、下記にご連絡ください。

担当 ライオン健康保険組合

電話 03-3621-6171 (FAX 03-3621-6149)

黙示の同意 個人情報第三者提供について

(3) 法定給付を本人の申請に基づき事業主経由で支給する場合

平成17年3月25日

被保険者 各位

〒130-0004
東京都墨田区本所1-3-7
ライオン健康保険組合
常務理事(個人情報取扱責任者)
電話 03-3621-6171
FAX 03-3621-6149

個人情報の第三者への提供について

当健康保険組合は、その保有する個人情報(個人データ)について、次の事項を明示したうえで、第三者への提供を行うこととしますのでお知らせいたします。

健康保険組合は、原則として、あらかじめ本人の同意がなければ、保有する個人情報(個人データ)を第三者に提供できませんが、個人情報保護法第23条第2項において、「①第三者への提供を利用目的とすること、②第三者に提供される個人データの項目、③第三者への提供の手段又は方法及び④本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること、について本人が容易に知り得る状態に置いているとき」は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報(個人データ)を第三者へ提供することができることとされていることから、このお知らせを行うものです。

1. 目的

「個人情報の利用目的」に定める法定給付を本人の申請に基づき第三者経由で行うため。

なお、ここでいう「第三者」とは、事業主を指すものです。

2. 第三者へ提供する個人情報(個人データ)の項目

第三者に提供される個人情報の項目

法定給付を受ける方の氏名、支給日、診療年月、対象者、給付種別(出産育児一時金等)、支給金額

3. 第三者への提供の停止手続

停止を希望される場合される場合には、下記にご連絡ください。

担当 ライオン健康保険組合

電話 03-3621-6171 (FAX 03-3621-6149)

以上

黙示の同意 個人情報第三者提供について

(4) 医療費通知を世帯まとめて行う場合

平成17年3月25日

被保険者 各位

〒130-0004
東京都墨田区本所1-3-7
ライオン健康保険組合
常務理事(個人情報取扱責任者)
電話 03-3621-6171
FAX 03-3621-6149

個人情報第三者への提供について

当健康保険組合は、その保有する個人情報(個人データ)について、次の事項を明示したうえで、第三者への提供を行うこととしますのでお知らせいたします。

健康保険組合は、原則として、あらかじめ本人の同意がなければ、保有する個人情報(個人データ)を第三者に提供できませんが、厚生労働省のガイドライン(加入者本人にとって利益となるもの、又は事業主側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるといえないものについて)によって包括的同意により、「①第三者への提供を利用目的とすること、②第三者に提供される個人データの項目、③第三者への提供の手段又は方法及び④本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること、について本人が容易に知り得る状態に置いているとき」は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報(個人データ)を第三者へ提供することができることとされていることから、このお知らせを行うものです。

1. 目的

「個人情報の利用目的」に定める医療費通知の内容を第三者に提供するため。
なお、ここでいう「第三者」とは、被保険者から見た被扶養者を指すものです。

2. 第三者へ提供する個人情報(個人データ)の項目及び手段・方法

①第三者に提供される個人情報の項目

診療を受けた方の氏名、診療年月、診療に要した費用、自己負担額、診療を受けた医療機関の名称

②提供の手段又は方法

①を【印刷・掲載】した「医療費通知」を送付します。

3. 第三者への提供の停止手続

停止を希望される場合される場合には、下記にご連絡ください。

担当 ライオン健康保険組合

電話 03-3621-6171 (FAX 03-3621-6149)

黙示の同意 個人情報共同利用について

(1) 共同事業による健診結果等について

平成17年3月25日

被保険者 各位

〒130-0004
東京都墨田区本所1-3-7
ライオン健康保険組合
常務理事(個人情報取扱責任者)
電話 03-3621-6171
FAX 03-3621-6149

個人情報共同利用について

当健康保険組合(以下「組合」という)は、その保有する個人情報(個人データ)について、次のとおり共同での利用を行いますのでお知らせいたします。

なお、健康保護法第23条第4項第3号において、「①個人データを共同して利用すること、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用目的及び⑤個人データの管理責任者の氏名・名称について、本人が容易に知り得る状態に置いているとき」は当該個人情報(データ)の提供を受ける者は第三者に該当しないことから、予め本人の同意を得ずに当該個人情報(データ)を他に提供できることとされています。

1. 共同利用する個人情報(個人データ)の項目

定期健診、ドック健診、婦人科健診、歯科検診等の受診者に係る
氏名、生年月日、住所、電話番号、事業所名、事業所社員コード、健診未実施項目、
健診種目名、健診受診日、健診実施機関名、健診実施機関所在地、相談・指導内容、
所見

2. 共同利用者

ライオン健康保険組合加入の事業主(別紙1)

3. 共同利用目的

当組合は共同利用者と健康診断等の事業を共同して行っています。
被保険者に対して、健診結果に基づき事後指導等を効果的に行うため、個人情報を共同で利用します。

4. 個人情報の管理について責任を有する者

ライオン健康保険組合加入の事業主(個人情報保護管理責任者)
東京都墨田区本所1-3-7 ライオン健康保険組合 常務理事(個人情報取扱責任者)

5. 利用停止の手続

共同利用の停止を希望される場合には、下記にご連絡ください。
担当 ライオン健康保険組合 常務理事(個人情報取扱責任者)
電話 03-3621-6171
FAX 03-3621-6149

以上

別紙 1

ライオン株式会社		東京都墨田区
ライオン株式会社	札幌支社	北海道札幌市
ライオン株式会社	仙台支社	宮城県仙台市
ライオン株式会社	名古屋支社	愛知県名古屋市
ライオン株式会社	大阪本店	大阪府大阪市
ライオン株式会社	福岡支社	福岡県福岡市
ライオン株式会社	千葉工場	千葉県市原市
ライオン株式会社	東京工場	東京都江戸川区
ライオン株式会社	小田原工場	神奈川県小田原市
ライオン株式会社	大阪工場	大阪府堺市
ライオン株式会社	明石工場	兵庫県明石市
ライオン流通サービス株式会社		東京都墨田区
ライオン流通サービス株式会社	東日本事業所	千葉県船橋市
ライオン流通サービス株式会社	西日本事業所	大阪府茨木市
財団法人ライオン歯科衛生研究所		東京都墨田区
財団法人ライオン歯科衛生研究所名古屋事業所		愛知県名古屋市
財団法人ライオン歯科衛生研究所大阪事業部		大阪府大阪市
ライオン健康保険組合		東京都墨田区
ライオンエンジニアリング株式会社		東京都江東区
ライオンパッケージング株式会社		千葉県市原市
ライオンマコーミック株式会社	東海工場	静岡県磐田市
ライオンケミカル株式会社	ファインケミカル事業所	茨城県鹿島郡
ライオンハイジーン株式会社		東京都墨田区
レオフィールド株式会社		東京都墨田区
ライオンビルメンテナンス株式会社		東京都墨田区
株式会社スマイルライン		東京都江戸川区
ライオンケミカル株式会社	オレオケミカル事業所	香川県坂出市
一方社油脂工業株式会社**		兵庫県小野市
日本化学飼料株式会社		北海道函館市
日本化学飼料株式会社	紋別工場	北海道紋別市
八戸水産飼料株式会社		青森県八戸市

ライオン(株)の適用事業所(11事業所)は平成17年4月1日付けの一括承認(厚生労働大臣の承認)によりライオン株式会社(東京都墨田区)の1事業所に統合予定。

** 一方社油脂工業株式会社は平成17年4月1日ライオン健保組合に編入予定

黙示の同意 個人情報共同利用について

(2) 高額医療給付に関する交付事業について

平成17年3月25日

被保険者 各位

〒130-0004
東京都墨田区本所1-3-7
ライオン健康保険組合
常務理事(個人情報取扱責任者)
電話 03-3621-6171
FAX 03-3621-6149

個人情報共同利用について

当健康保険組合(以下「組合」という)は、その保有する個人情報(個人データ)について、つぎのとおり共同での利用を行いますのでお知らせいたします。

健康保険法附則第2条に基づく「高額医療給付に関する交付金交付事業」につきまして、健康保険組合連合会(以下「健保連」という)と共同で実施しております。

なお、個人情報保護法第23条第4項第3号において、「①個人データを共同して利用すること、②共同して利用される個人データ項目、③共同して利用する範囲、④利用目的及び⑤個人データの管理責任者の氏名・名称について、本人が容易に知り得る状態に置いているとき」は、当該個人情報(データ)の提供を受ける者は第三者に該当しないことから、あらかじめ本人の同意を得ずに当該個人情報(データ)を他に提供できるとされています。

1. 共同利用する個人情報(個人データ)の趣旨・項目

診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。レセプトと称する。)の写し、当該レセプトに係る

患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などの記載した書類「交付金交付申請総括明細表」を健保連・共同事業一課に提出します。

「交付金交付申請総括明細書」の記載事項のほか、レセプト記載データの1枚目(請求金額一千万円以上のレセプトについてはレセプトデータの全て)の部分の項目

2. 共同利用者

健保連高額医療交付事業担当者及び共同事業一課長、データ処理委託業者(財団法人社会経済生産産性本部・社会情報システム)

3. 共同利用目的

「高額医療給付に関する交付金交付事業」は、健康保険法附則第2条に基づく事業で、当健保組合にとって高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部が健保連から交付されるもので、この事業申請を行うことにより、交付を受けるために利用します。

健保連・共同事業一課は当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。

4. 管理責任者の氏名または名称

健保連・共同事業一課データ管理責任者 共同事業一課長
ライオン健康保険組合 常務理事(個人情報取扱責任者)

以上